

平成24年12月13日
総務省総合通信基盤局
番号企画室

電気通信番号規則の一部改正に伴う対応について

平素は情報通信行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、携帯電話の電話番号として指定可能な080及び090番号の不足が想定されることから、これまでPHSのみに指定されていた070番号を携帯電話にも割り当てられるよう、平成24年12月12日に電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）の一部改正を行ったところであり、今後順次、携帯電話事業者への070-C（C=1, 2, 3, 4, 7, 8, 9）番号の指定を行ってまいります。

なお、携帯電話事業者におきましては、平成25年11月からの070番号使用開始を目指して準備が進められております。

本件につきましては、貴団体会員の皆様において設備の設定変更や利用者周知等対応が必要になる場合があるため、既に携帯電話事業者4社よりご対応のお願いを差し上げているところではございますが、今般、制度改正が整いましたことから、携帯電話の070番号使用開始に向けた御対応、御協力について、改めまして会員の皆様に周知いただけますようお願い申し上げます。

【添付資料】

電気通信番号規則の改正について

【参考】総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_shourei.html

※ 総務省関連の改正省令等が掲載されております。「平成24年12月12日 電気通信番号規則の一部を改正する省令」欄をご覧ください。

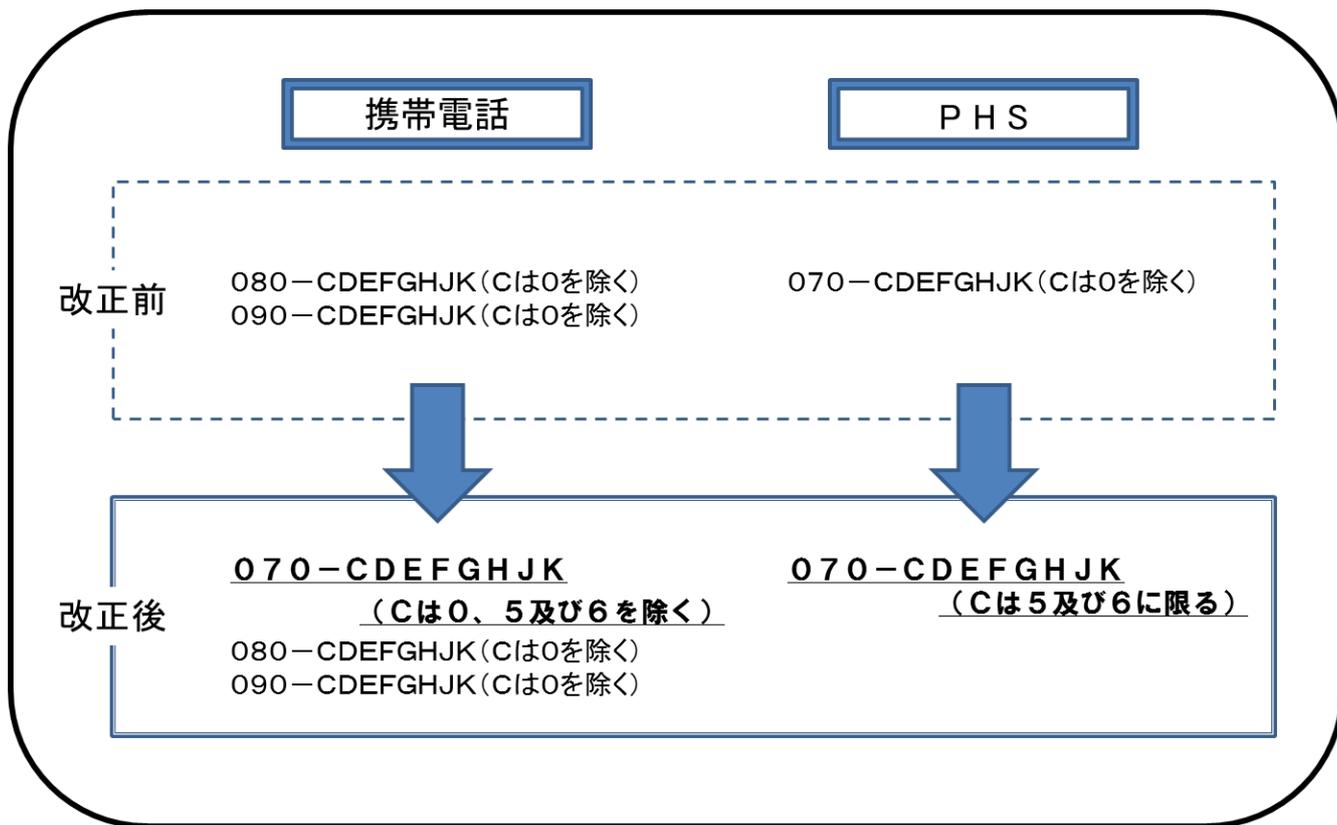
問い合わせ先

総務省 総合通信基盤局 番号企画室

TEL 03-5253-5859

FAX 03-5253-5863

電気通信番号規則の改正について



【参考】

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第一</p> <p>第一号～第五号（略）</p> <p>第六号（第9条第1項第3号関係）</p> <p><u>70CDEFGHJK（Cは0、5及び6を除く。）</u>、80CDEFGHJK（Cは0を除く。）又は90CDEFGHJK（Cは0を除く。）</p> <p>ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> <p>注 英字は、十進数字とする。</p> <p>第七号（第9条第1項第4号関係）</p> <p><u>70CDEFGHJK（Cは5及び6に限る。）</u></p> <p>ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> <p>注 英字は、十進数字とする。</p> <p>第八号～第十三号（略）</p>	<p>別表第一</p> <p>第一号～第五号（略）</p> <p>第六号（第9条第1項第3号関係）</p> <p>80CDEFGHJK又は90CDEFGHJK（Cは0を除く。）</p> <p>ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> <p>注 英字は、十進数字とする。</p> <p>第七号（第9条第1項第4号関係）</p> <p>70CDEFGHJK（Cは0を除く。）</p> <p>ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> <p>注 英字は、十進数字とする。</p> <p>第八号～第十三号（略）</p>

※第九条 端末系伝送路設備（第十二条に規定するものを除く。）を識別するための電気通信番号（第十条の電気通信番号を除く。）は、次のとおりとする。（中略）

三 携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。

四 PHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第七号に定めるものとする。